

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うため、阿久根市契約規則（昭和 61 年阿久根市規則第 1 号）第 2 条及び阿久根市条件付一般競争入札実施要綱（平成 27 年阿久根市告示第 41 号）（以下「要綱」という。）第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 18 日

阿久根市長 西 平 良 将



1 入札に付する事項

(1) 業務名

阿久根市内小中学校 LED 照明器具賃貸借【長期継続契約】

(2) 業務場所

阿久根市内一円（阿久根小学校、折多小学校、脇本小学校、阿久根中学校、三笠中学校）

(3) 設置期限

令和 9 年 3 月 31 日

(4) 賃貸借物品

ア 名 称 LED 照明器具等 一式

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

(5) 賃貸借期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（60 か月）

(6) 本業務は、事前審査型条件付一般競争入札で行うものとする。

(7) 本業務は、資料の提出及び入札等を紙入札で行うものとする。

2 入札参加資格

(1) 本事業に係る入札の公告日において、阿久根市物品の購入等に係る入札参加資格審査要綱（平成 28 年阿久根市告示第 117 号）の規定に基づく入札参加登録者名簿（大分類 128：リースー小分類 999：その他）に登録されている者であること。ただし、公告の日までに入札参加登録者名簿に登録されていない者は、入札参加申込の際に、物品の購入等に係る入札参加資格審査申請を行うこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(3) 公告日から本事業落札決定の日までの間に、阿久根市物品購入等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 29 年阿久根市告示第 39 号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の決定を受けていない者若しくは更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律

第 225 号) に基づく再生手続の決定を受けていない者若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がなされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け競争入札参加資格を有する者を除く。

- (5) 市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者であること。
- (6) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がない者であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。（以下「暴対法」という。））第 2 条第 2 号の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）の統制下にある団体に該当しないこと。
- (8) 鹿児島県内に本社（店）又は支社（店）、営業所若しくは事業本部（以下「事業所等」という。）を有し、当該事業所等が契約締結に関連する一切の権限を有していること。
- (9) 平成 28 年度以降に、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と賃貸借物品又はこれと同一の種類の物品について、賃貸借契約実績があることを証明した者であること。

3 入札参加申込

- (1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。

ア 提出書類

次の書類を提出すること。

- (イ) 入札参加資格確認申請書（要綱第 1 号様式）
- (ロ) 誓約書（様式 1）
- (ハ) 納入実績証明書（様式 2）
 - ① 国又は地方公共団体における LED 照明器具の賃貸借（リース）に関する過去の請負実績（施設名、機種、規格、メーカー名、年度及び請負先が明示されていること。）
 - ② 契約書（写）
- (ニ) 調達物品の仕様に関する調書（様式 3）

カタログその他を添付すること。（別紙仕様書の規格を満たすかを確認できるもの。）

イ 提出先

阿久根市財政課管財係

鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地 郵便番号 899-1696

ウ 提出期間 令和 8 年 10 月 2 日（金）午後 5 時 15 分まで

- (2) 市長は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、提出された書類に基づき資格審査を行った後、令和 8 年 10 月 8 日（木）までに入札参加資格確認通知書（要綱第 2 号様式）を交付する。

- (3) (2)に定める入札参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ、入札に参加することができない。

4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 上記3の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、上記3の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に市長に対して書面により入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。
- (2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に当該説明を求めた者（以下「説明請求者」という。）に対し、書面により回答する。
- (3) 市長は、説明請求者に入札参加資格があると認めたときは、入札参加資格がないと認めた旨の通知を取り消し、当該説明請求者を入札者として認める。

5 仕様書の閲覧

- (1) 本業務に係る仕様書は次により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月9日（金）まで

イ 閲覧場所

阿久根市ホームページ

- (2) 仕様書について、入札参加を希望した者で、質疑がある場合は、次により質問書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）でのそれぞれの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出方法

阿久根市財政課管財係に持参（FAX又はメール可）すること。（FAX又はメールの場合は、必ず電話連絡すること。）

ウ 提出先

阿久根市財政課管財係

電話番号 0996-73-1217

FAX番号 0996-72-2029

e-mail kanzai@city.akune.kagoshima.jp

- (3) (2)の質問書の提出があった場合は、次により回答するものとする。

ア 回答期限

令和8年10月5日（月）午後5時まで

（※随時回答するが、最終回答期限を示すものである。）

イ 回答方法

入札参加を希望した全ての者に書面等で回答する。

- 6 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- 7 予定価格及び最低制限価格
- (1) 予定価格
非公表
 - (2) 最低制限価格
なし
- 8 現場説明会
実施しない。
- 9 入札の方法等
- (1) 入札参加資格確認通知書の交付を受けた者は、入札書提出期間に入札書等を指定の場所へ持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）すること。
ア 入札書等提出期間
令和8年10月9日（金）午前8時30分から令和8年10月16日（金）午後1時まで（必着）
イ 指定場所
担当課
 - (2) 入札書の様式
入札書は、市が定める様式とする。
 - (3) 添付書類
入札書の提出の際に、本市から交付した入札参加資格確認通知書の写しを添付すること。
 - (4) 入札書等を入れた封筒の表面には、入札書と明記し、入札件名を記載することとし、裏面には、差出人の住所、商号又は名称、代表者名及び代表者印を押印すること。なお、入札書の押印を省略した場合は、封筒に「押印省略」を朱書きの上、封印を省略することができる。
 - (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和8年10月16日（金）午後1時30分
イ 場所 阿久根市財政課管財係
 - (6) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
 - (7) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。
- 10 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）をもって落札決定とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (2) 入札参加申込書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込をした者のした入札
- (3) 2 以上の入札書による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認しがたい入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると市長が認めた入札
- (8) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった入札
- (9) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送した入札
- (10) 入札書を封入した封筒に指定された事項が記載されていない入札
- (11) 入札書を封入した封筒に記載の入札件名又は差出人と同封された入札書の入札件名又は入札者が相違する入札
- (12) 記名を欠く入札（押印を省略する場合、「担当者」の氏名・電話番号の記載がない入札）
- (13) その他入札に関する条件に違反したと認められる入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) (1)により落札者となるべき者が 2 者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
なお、くじ引き対象者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

13 契約書案の提出

落札者は、契約書の案、その他関係書類を提出しなければならない。

14 その他

- (1) 申請書等の様式は阿久根市ホームページからダウンロードすること。
- (2) 申請書等の作成及び送付に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類の返却はしない。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は解除等の措置を取る。

15 問合せ先

阿久根市財政課管財係

鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

郵便番号 899-1696

電話番号 0996-73-1217